		日	号外	ページ
四〇九	除籍の一部が滅失した件	二四	二	二
四一〇	日本国に帰化を許可する件	二四	二	二
四一一	原戸籍の一部が滅失した件	二六	二	三
四一二	日本国に帰化を許可する件	二六	二	三
四一三	〃	三〇	二	三
	○外務省			
二九二	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのイエメン共和国の加入のための議定書のイエメン共和国による受諾に関する件		二	二
二九三	アルメニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件		二	二
二九四	工科系大学拡充計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件		二	二
二九五	キルギス共和国における「紛争地域における母子保健強化を通じた平和促進計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件		二	二
二九六	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件		二	三
二九七	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件		二	三
二九八	国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件		二	三
二九九	カヤ初等教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件		二	三
三〇〇	第三次ブランタイヤ市道路網整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件		二	三
三〇一	円借款の供与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件		三	二
三〇二	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件		四	二
三〇三	円借款の供与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件		四	三
三〇四	改正された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する書簡の交換に関する件		五	二
三〇五	紛失の届出により失効した旅券の告示		九	二
三〇六	円借款の供与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件		一六	一
三〇七	宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約のコロンビア共和国による批准に関する件		一七	一
三〇八	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Gの追加に関する件		一七	一
三〇九	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Aの改正に関する件		一七	二
三一〇	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件		一八	一
三一一	先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件		一八	二
三一二	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件		一九	二三
三一三	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書によって改正される条約に関する書簡の交換に関する件		一九	二三
三一四	国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件		二四 特17	一
三一五	円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件		二五	四
三一六	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件		二五	五
三一七	円借款の供与に関する日本国政府とアフリカ開発銀行との間の書簡の交換に関する件		二九	四
三一八	水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とセントビンセント及びグレナディーン諸島政府との間の書簡の交換に関する件		二九	四
三一九	セントビンセント及びグレナディーン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とセントビンセント及びグレナディーン諸島政府との間の書簡の交換に関する件		二九	四
三二〇	水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とセントルシア政府との間の書簡の交換に関する件		二九	四
	○財務省			
二七〇―二七四	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示		二九	四
二七五	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示		四	五
二七六	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示		四	七
二七七	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示		四	八
二七八―二八五	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示		四	八